

## 指定管理者候補者の審査結果

- (1) 施設名 史跡芭蕉翁生家
- (2) 開催日 令和6年8月23日(金)
- (3) 指定管理者候補者 三重県伊賀市上野丸之内117番地の13  
公益財団法人芭蕉翁顕彰会
- (4) 出席委員人数 5人
- (5) 伊賀市指定管理者選定委員会による審査結果

| 審査基準                                           | 評価点の合計点 |
|------------------------------------------------|---------|
|                                                | A社      |
| 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保できるものであること。              | 31      |
| 事業計画書の内容が、当該公の施設のサービスの向上が図られるものであること。          | 27      |
| 事業計画書の内容が、当該公の施設の設置目的に照らし、その管理を効果的に行えるものであること。 | 30      |
| 事業計画書の内容が、当該公の施設の設置目的に照らし、その管理を効率的に行えるものであること。 | 30      |
| 事業計画書に沿った管理を安定して行うことができる人員、資産その他の経営規模を有していること。 | 32      |
| 事業計画書に沿った管理を安定して行うことができる能力を有していること。            | 31      |
| 評価点の合計点                                        | 181/300 |
| 最終評価点（各委員の評価点の平均点）                             | 36.2    |
| 順位                                             | 1       |

### (5) 選定の経過

伊賀市指定管理者選定委員会において、上記の審査基準により審査を行い、各委員の平均点である最終評価点が基準を満たした団体を対象に順位付けを行った。